

平成 27 年 9 月 28 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

### 職員の韓国安東市訪問の立場等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

職員の韓国安東市訪問の立場等について

2 質問の要旨

1. 安東市は鎌倉市長、議長らに対して何らかの手配や公費負担による歓待は行うのか。その内容は何か。
2. 鎌倉市に安東市の者が訪れても一切の公費支出は行わないか。
3. 安東市は秘書広報課長や議会事務局長を招待したのか。
4. 何故、二人の職員は訪問するのか。彼らは其々の職位としての訪問か。全くの個人としての私費旅行か。
5. 安東市に於いて、市長や議長らが歓待されたり会談をする場合は、秘書広報課長や議会事務局長は同席するのか。
6. 前回、安東市長が来なかったのは災害などの危機的状況が理由だそうだが、今回、鎌倉市長や吉岡副議長が訪問するにあたって、鎌倉市では子宮頸ガンワクチン事務の不適切処理や子供たちへ期限切れワクチン接種、労組のデータ改ざんが判明し、まさに危機的状況だが、安東市当局は把握しているか。安東市に伺って頂きたい。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 9 月 29 日まで) ・ 無

(理由：訪問日が危機的状況下で迫っており、早急の答弁を求める。)